

# 65歳以上の人の保険料

## ◎保険料額の確認表

各年度の保険料は、4月1日時点(※)の世帯状況とその年度の市民税の課税状況等により決定します。下記フローチャートで、保険料を確認してください。

保険料は、所得状況等に応じて13段階に分かれます。岐阜市の基準月額6,900円をもとに計算します。



(※)4月2日以降に資格取得した人は、資格取得日の世帯状況とその年度の市民税の課税状況等により保険料を決定します。

(注1)年金以外の所得金額:年金以外の所得金額に給与所得が含まれる場合で、所得金額調整控除が適用される場合は給与所得額に所得金額調整控除額を加えた額から、所得金額調整控除が適用されない場合は給与所得額から10万円を控除した額(控除後の額がマイナスになる場合は0円)とし、土地・建物等の譲渡所得にかかる特別控除が適用される場合は同控除後の額(控除後の額がマイナスになる場合は0円)とします。

(注2)合計所得金額:所得金額に給与所得又は年金所得が含まれる場合は給与所得及び年金所得の合計額から10万円を控除した額(控除後の額がマイナスになる場合は0円)とし、土地・建物等の譲渡所得にかかる特別控除が適用される場合は同控除後の額(控除後の額がマイナスになる場合は0円)とします。

(注3)年間保険料額は、基準月額(6,900円)×保険料率×12か月で算出し、100円未満を切り捨てます。